

海田町訓令第2号

本 庁  
出 先 機 関

公用文に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年2月18日

海田町長 竹 野 内 啓 佑

公用文に関する規程の一部を改正する訓令

第1条 公用文に関する規程（平成18年海田町訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号の表てん（読点）の項中「（縦書きのものに限る。）」を削る。

第2条 公用文に関する規程の一部を次のように改正する。

第7条第2号の表コンマの項中「言葉の切れ続きを明らかにする必要があるところに用いる。（左横書きのものに限る。）」を削る。

附 則

この訓令中第1条の規定は令和8年2月24日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。